「向日市議会基本条例（案）」に寄せられたご意見及び意見に対する考え方

（１）意見募集期間　　令和８年９月１日（火）～令和８年９月３０日（水）

（２）意見の件数　　意見書提出者：５名　　提出意見数：　　４０件

（３）意見の内容と考え方　以下のとおり

項　目	ご意見の概要	ご意見に対する市議会の考え方
全体	「理念条例」に留まるおそれがある。	○議会基本条例には、理念を規定するものや具体的な取組を規定するものがあります。 　向日市議会が定めようとしている基本条例は、市議会の基本的な理念や運営の基本方針を規範として明確化することを目指しており、策定後は、本条例に従いながら、既存の関係法や条例等との整合性を図りつつ、市民の皆様にもわかりやすい議会の運営に努めるための基本となる条例にしたいと考えておりますので、具体性を求めるのではありません。
	「理念」を掲げた条例であることは承知していますが、全体的に内容が薄いと思います。	○上記に同じ。

	条例案では「情報公開」を複数箇所で掲げていますが、第３条・第４条は積極的な情報公開を規定するにとどまっています。一方で、「誰がどの議案に賛成・反対したのかを公表する」という規定はありません。市民が議員の活動を評価する上では重要な情報であると考えます。例えば、「議会は、重要な議案その他議長が必要と認める議案について、議員ごとの賛否を公表するものとする」といった規定を置くことが考えられます。	○議員ごとの賛否につきましては、議会基本条例に規定するまでもなく、既に、議会だよで、全議案について、全議員の賛否について公表をしております。 ○今回のご意見の項目については、基本条例に定めるべきものとは考えておりません。
	本条例は、単に議会の理念を掲げるだけでなく、市民が議会活動を検証する際の基準としても機能することが重要であると考えます。そのため、本修正案では、「努める」「目指す」「図る」といった抽象的な努力規定だけでなく、「公開する」「報告を求める」「検証する」「結果を公表する」といった具体的な行為を条例上明記しています。 特に、次の事項を向日市議会改革の中で重要な項目として位置付けています。 １　議員ごとの議案賛否の公開 ２　議案及び委員会資料の原則公開	○本条例は、市議会の基本的な理念や運営の基本方針を規範として明確化することを目指しており、策定後は、本条例に従いながら、既存の関係法や条例等との整合性を図りつつ、市民の皆様にもわかりやすい議会の運営に努めるための基本となる条例にしたいと考えておりますので、ご提案の修正案のように具体的な詳細事項を定めるものではありません。

	３　市民との意見交換及び市民意見へのフィードバック ４　大型事業について総事業費、将来負担、維持管理費及び代替案を議会に説明する仕組み ５　反問の範囲の明確化 ６　政務活動費の領収書等のインターネット公開 ７　災害時における議会と執行機関の役割分担 ８　政治倫理及びハラスメント防止 ９　議員任期中少なくとも１回の条例検証 １０　条例検証結果の市民への公表 これらを明文化することで、「制定すること」自体が目的となる議会基本条例ではなく、市民が向日市議会を評価し、議会自身も継続的に改善していくための実効性のある基本的な規範として運用されることを目指すものです。 特に第１２条については、原案で市長側に「背景、経緯、根拠、関係法令、財源、経費」などの説明を求めていますが、修正案で	

	は総事業費、将来負担、維持管理費、政策効果、代替案まで加えています。これにより、大規模事業について「国の補助金があるから実施する」という説明だけでなく、市の実質負担や完成後の維持費、より負担の少ない代替手段についても議会審査の対象とすることができます。 また、第２４条については、原案の「必要があると認めるとき」に検証する方式から、「任期中少なくとも１回、必ず検証し、結果を公表する」方式に改めることが重要であると考えます。	
第４条 （議会の活動原則）	情報に対する説明責任を果たすこと。議会での質疑に対して、真（真摯？）に答弁すること。	○提案者が市長であっても、また、議員であっても、質疑に対して、真摯に答弁することは、当然の義務であると考えております。
	「確保すること」「努めること」「目指すものとする」「図るものとする」といった表現が中心となっており、誰が、いつ、どのような方法で実施し、実施できなかった場合にどのように検証するのかが明確ではありません。 「（２）積極的に情報公開を行うこと」と規定してあるが、「議員ごとの賛否」、「委員会資	○「議員ごとの賛否」は、議会だよりで既に報告しております。「委員会資料」、「議案提出資料」及び「会議録」は、既に市ホームページで公表されております。また、「視察報告書」についても、既に議会だよりや情報公開コーナーで公開しております。 ○具体的に、何を公開するかについて、現時点

	料」、「議案提出資料」、「議事録」、「視察報告書」など具体的に何を公開するのかまで示されていません。	では本条例に規定することは考えてございませんが、市民の皆様へ議会の活動がわかりやすいよう今後も積極的な公開に努めてまいりたいと考えております。
第６条 （議員の活動原則）	議員は、本会議、委員会、その他会議においての自身の発言の内容、その意図、採決における賛否、その理由について、を市民に対し、積極的に公開し説明しなければならない旨を加えてほしい。	○条例に規定するまでもなく、既に、本会議・委員会ともに議会配信（YouTube）をしておりますので、各議員の発言などは、ご確認いただけます。
第７条 （議員の政治倫理）	もっとはっきりと書いたらどうですか。不倫で辞職勧告されても辞めなくて、大丈夫なんですか。政治倫理は、そういうことにならないように規定するのでは？抽象的な書き方でいいのですか。 この前、新聞で政治倫理条例が議会で否決されたと知りました。反対した議員が多かったことに失望します。	○ご意見のございました「辞職勧告決議」につきましては、法的拘束力がございません。 対象となった議員の進退等については、本人に委ねられております。 ○また、そうしたことから、本条例での規定はむずかしいと考えております。
	「政治倫理の向上及び自己研さんに努める」と規定するにとどまっています。 議会基本条例における政治倫理の規定としては、やや抽象的ではないかと考えます。 例えば、利益相反、地位利用、ハラスメン	○利益相反、地位利用、ハラスメント、不当要求、市職員への不当な働きかけは、議会（議員）としてあってはならない行為であると考えております。 ○政治倫理条例を別途制定する動きがあり、議

	ト、不当要求、市職員への不当な働きかけ、政治倫理条例との関係などについては触れられていません。 少なくとも、「議員は、市民全体の代表者として品位を保持し、その地位を利用して自己又は特定の者の利益を図ってはならない」といった内容まで規定する余地があると考えます。	論されましたが、令和８年第３回定例会において、否決されております。 ○また、過去に一議員による倫理的に許しがたい行動があったことを契機として、「向日市議会政治倫理綱領」が平成１４年に決議された経緯があり、現在もその綱領については、本市議会で受け継がれております。
	（提案する修正案） 第７条　議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、市民全体の代表者として高い倫理観を保持するとともに、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び自己研さんに努めるものとする。 ２　議員は、その地位を利用して自己若しくは特定の者の利益を図り、又は市職員その他の関係者に対し、不当にその権限若しくは地位による影響力を行使してはならない。 ３　議員は、議会活動及び議員活動において、ハラスメントその他他人の人格又は尊厳を侵害する行為をしてはならない。	○本条例は、市議会の基本的な理念や運営の基本方針を規範として明確化することを目指しており、ご提案の修正案に追加されている、第２項及び第３項は、議員の活動にとって、大変重要な視点であり、当然遵守するべき事項であると考えますが、今回の条例規定には、追加は考えておりません。 〔現行〕 第７条　議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び自己研さんに努めるものとする。

	４　議会は、議員の政治倫理の確立及び向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。	
第９条 （市民参加の機会の充実と市民の連携）	議会は説明責任をはたすと共に、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行う。	○「議会報告会」につきましては、今回の条例案の規定にはございませんが、今後の検討事項であると存じます。
	議会は議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設け、市政への市民参加を推進すること。	○意見交換の場につきましては、議会を代表する議長が、多様な地域の団体の方々と意見交換をさせていただく機会がございます。
	「議会報告会」の実施は規定されないのでしょうか。一部の会派で実施されていますが、偏りがあると思います。超党派で議会として、議会での議案、議決、個々の議員の賛否について、正しく公平に市民に伝えるために必要だと思います。	○「議会報告会」につきましては、今回の条例案の規定にはございませんが、今後の検討事項であると存じます。 ○個々の議員、会派の意見だけではなく、議会として、市民の方々に公平にお伝えすることは重要であると考えております。
	配布資料は傍聴人へも必ず。資料がなければ理解できない。	○会議で配布する資料については、議案や一般質問資料は既に市のホームページで公開しております。
	「機会」ではなく「権利」と規定しているため、市民が具体的にどのようなことを求めることができるのかが明確ではありません。 傍聴する権利なのか、発言する権利なのか、	○傍聴する権利については、法律（地方自治法第１３０条第３項）で定められております。 ○発言する権利については、市民が請願をされたときに、直接趣旨の説明をする場を設けて

	意見を提出する権利なのか、あるいは議会報告会へ参加する権利なのか、その範囲がわかりにくいように思います。 「市民が議会活動に参加し、意見を表明する機会の充実を図る」などとした方がより明確ではないでしょうか。	おります。 ○意見を提出する権利については、請願権や陳情権の法的規定がありますので、今回の条例には定めません。 ○議会報告会については、現在のところ本市議会では実施しておりません。
	市民参加について、具体的に規定されている内容は、実質的に請願者から説明を聴くことなどに限られています。議会報告会、市民との意見交換会、パブリックコメント、政策形成段階での市民参加などについて、盛り込むことで、用例の目的との整合性がより明確になると考えます。	○現時点で実現できるかどうかわからない項目については、条例案に規定はいたしませんが、今回のパブリックコメントのように、基本条例に規定がなくとも、市民の皆様のご意見を聴取できる機会について、今後も積極的に活用していきたいと考えております。
	（提案する修正案） 第９条　議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会活動に参加し、意見を表明する機会の充実を図るものとする。 ２　議会は、請願の審査に際し、請願者からその趣旨について説明を聴く機会を確保するものとする。 ３　議会は、市民の多様な意見を把握し、政	○市民が議会活動に「意見を表明する」との具体的な事項が何かはわかりかねますので、今回の条例案に規定はいたしかねます。 ○また、ご提案の第２項は文言が少し違いますが、内容は同等なので、現行のままとします。 ○ご提案の第３項について、「議会報告会」、「意見交換会」、「その他市民との対話の機会を設ける」ことに関しては、現在のところ、

	策形成及び議会活動に反映するため、必要に応じて議会報告会、意見交換会その他市民との対話の機会を設けるものとする。 ４　議会は、前項の規定により把握した市民の意見について、その取扱い又は議会としての検討結果を可能な限り市民に明らかにするよう努めるものとする。 ５　議会は、市民への情報公開及び説明責任を果たすため、市のホームページ、議会だより、インターネットその他多様な媒体を活用し、積極的に情報を提供するものとする。 ６　議会は、本会議、委員会等における審議の充実及び透明性の向上を図るため、議案、配付資料その他審議に必要な資料について、個人情報その他公開することが適当でない情報を除き、原則として公開するものとする。 ７　議会は、市民が議員の活動及び議会における意思決定の過程を把握することができるよう、議案等に対する議員ごとの賛否を、原則として公表するものとする。 ８　議会は、地方自治法に基づく参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用し、市民及び	議会活性化特別委員会において、決まっておりませんので、規定に加えることはできません。 ○ご提案の第４項についても第３項と同様です。 ○ご提案の第５項については、原案の第３項と同等の規定かと考えます。 ○ご提案の第６項については、議案資料は既にホームページに公開されております。その他の資料につきましては、今後の検討が必要であるかと思います。 ○ご提案の第７項については、個々の議員の活動については、統一して公開するものではないと考えております。また、議会における意思決定（議決結果）については、既にホームページや議会だよりにおいて公開しております。 ○ご提案の第８項は、原案の第５項に規定しております。制度の活用について、「積極的に」と追記する提案をされていますが、活用に関しては議決事項であり、法定の趣旨にそぐわないと考えております。

	専門的知見を有する者の意見を議会の討論及び政策形成に反映するよう努めるものとする。	
第１０条 （会議の公開）	向日市議会委員会条例に定める会議に限らず、すべての会議を原則公開するべきではないでしょうか。やむを得ず非公開とするときは、その理由を公開するとしてほしい。	○本会議については、地方自治法第１１５条の規定により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は向日市議会委員会条例第１５条の規定により、「原則公開」しています。 ○議員全員協議会は、「協議等の場」として、また、「会派代表者会議」は、その取扱い範囲が、議会人事の決定や議会ルール（申し合わせ事項）の見直し等、市民に直接かかわる事項を話し合う場ではないため、非公開としております。
	会議に使用する資料、各議員の採決における賛否も公開してほしい。	○会議で使用する資料については、議案や一般質問資料は市のホームページで公開しております。 ○各議員の採決の賛否は、議会だよりで報告しております。
	（提案する修正案） 第１０条　議会は、市民に開かれた議会を実現するため、本会議及び委員会条例に定める会議を原則として公開する。	○本会議については、地方自治法第１１５条の規定により「原則公開」とされており、法的根拠がありますので、本条例で規定はいたしません。

	２　会議を公開しない場合は、法令又は条例に定めがある場合その他正当な理由がある場合に限るものとし、議会は、その理由を可能な限り明らかにするものとする。 ３　委員長は、委員会条例に基づき、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため、傍聴を希望する者に対し必要な手続を求め、又は必要な制限をすることができる。 ４　議会は、本会議及び委員会について、映像配信、会議録その他適切な方法により、市民が審議の経過を確認することができる環境の整備に努めるものとする。	○同じく委員会の公開についても、既に委員会条例第１５条で規定がありますので、基本条例での規定は不要だと考えます。 ○非公開とする会議につきましては、法的根拠等の有無だけではなく、会議の特性に応じ、判断しており、今後も同様に考えております。 ○第３項については、既に委員会条例第１５条に同様の定めがございます。 ○第４項についても、既に整備されております。
第１１条 （市長等との関係）	第３項「確認」の範囲が明確ではない。市長や職員について「その論点を明らかにするため、当該議員に対して確認することができる」としています。この規定は、いわゆる「反問権」を想定しているように読むこともできますが、質問の趣旨を確認することに限られるのか、それとも市長等から議員に逆質問することまで認められるのか、条文上は判然としません。 「質問の趣旨又は内容を確認するため、議長	○今回の条例案においての「確認」は、いわゆる「反問権」を想定しているものではなく、理事者側（市長等）が、質問や質疑の論点を明らかにするための「確認」を意味する規定です。

	又は委員長の許可を得て反問することができる」など、確認できる範囲を明確にしておくことが望ましいと考えます。	
	（提案する修正案） 第１１条　議会は、二元代表制の下、市長と対等で緊張ある関係を構築し、市長等が執行する施策及び事務事業について監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市民福祉の増進に努めるものとする。 ２　議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し、積極的に市政に関する情報及び資料の提供を求めるものとする。 ３　本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員は、議員から質疑又は質問を受けた場合において、その趣旨又は論点を明確にするため必要があるときは、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し確認することができる。 ４　前項の確認は、質疑又は質問の趣旨若しくは論点を明確にするために必要な範囲に限るものとし、議員の政治的見解又は政策上の賛否を求めることを目的として行ってはなら	○この条項では、議員からの質疑や質問において、論点整理を目的とした「確認」を意図して規定していますので、第４項は不要と考えます。 〔現行〕 第１１条　議会は、二元代表制の下、市長と対等で緊張ある関係を構築し、市長等が執行する施策及び事務事業について監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市民福祉の増進に努めるものとする。 ２　議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し、積極的に市政に関する情報及び資料の提供を求めるものとする。 ３　本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員は、議員から質疑又は質問を受けた場合において、その論点を明らかにするため、当該議員に対し確認することができ

	ない。	る。
第１２条 （議案の説明）	第１２条は、背景、経緯、根拠、関係法令、財源、経費等を明らかにするよう市長等に求めています。ただし、規定は「求めるものとする」にとどまっています。 例えば大型事業については、総事業費、将来負担、維持管理費、国・府補助金、代替案、費用対効果、政策効果、住民への影響まで説明の対象として規定することで、議会のチェック機能をより高めることができると考えます。 向日市において大型公共事業やデジタル事業などを審査することを考えれば、この条文は議会基本条例の中でも重要な位置を占めるものと考えます。	○議案の審議や議決は、地方自治法に定められた議会の最も大切な役割ですので、ご意見のとおり、その議案に関する説明について規定するこの条文は、大切であると考えております。
	（提案する修正案） 第１２条　議会は、市長等が提出する議案その他重要な政策について、十分な審議を行い、その政策水準を高めるため、市長等に対し、必要に応じて次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。 ⑴ 政策又は事業の目的	○議案の説明に関しては、必要に応じて市長等に資料の要請をしており、その旨について、規定をしました。 ○すべての詳細事項を「基本条例」に規定するものではないと考えております。 以上のことから原案どおりといたします。

	⑵ 提案に至った背景及び経緯 ⑶ 根拠となる法令、条例、計画等 ⑷ 総事業費及び財源 ⑸ 国、府その他からの補助金等の有無及び額 ⑹ 将来にわたる財政負担 ⑺ 維持管理費その他将来発生することが見込まれる経費 ⑻ 政策又は事業によって期待される効果及びその検証方法 ⑼ 市民生活、地域社会その他市政に及ぼす影響 ⑽ 他の手法又は代替案について検討した場合は、その内容及び比較結果 ⑾ その他議会が審議上必要と認める事項 ２　議会は、特に重要な政策又は多額の財政負担を伴う事業については、必要に応じ、市長等に対し、費用対効果、将来負担、代替案その他必要な事項について資料の提出又は説明を求めるものとする。	
第１３条 （報告事項）	第１３条では、「市の施策の柱となる計画の進捗状況」について毎年度報告を求めるとしています。しかし、「施策の柱となる計画」が何	○向日市においては、現在「向日市ふるさと創生推進計画」が「施策の柱となる計画」と位置づけられておりますので、それを指してお

	を指すのかは定義されていません。 総合計画だけを指すのか、地域公共交通計画、都市計画、地域防災計画、子ども・子育て計画、公共施設等総合管理計画なども含むのかが分かりません。 例えば、「議会が指定する重要計画」などとして対象を明確にすることで、より実効性のある規定になると考えます。	ります。 ○現状として、既に、当該計画については、毎年度、議会へ報告をされており、問題はないものと認識しております。 ○また、他の様々な市の計画につきましても、市長から積極的に報告をしていただいております。
	（提案する修正案） 第１３条　議会は、毎年度、市長等に対し、総合計画その他市政運営上重要な計画について、その進捗状況、目標の達成状況及び今後の見通しの報告を求めるものとする。 ２　前項の重要な計画は、議会が必要に応じて指定することができる。 ３　議会は、前２項の報告について必要があると認めるときは、市長等に対し、その根拠となる資料の提出又は説明を求めることができる。 ４　議会は、社会経済情勢、市民ニーズその他の変化を踏まえ、計画の変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長等に対	○ご提案の修正案は詳細に記載いただいておりますが、規定するまでもなく当然のことかと考えておりますので、原案どおりといたします。

	し、意見又は提言を行うことができる。	
第１６条 （議員定数）	判断基準が示されていない。議員定数を別条例に委ねています。 議会の基本条例に定めるのであれば、定数を変更する際に、どのような基準で判断するのかも示した方がよいと考えます。例えば、人口、財政状況、議会機能、市民意見、議員活動の実態などを総合的に考慮するといった考え方です。 単に別条例を参照するだけであれば、第１６条を基本条例に置く意義が十分に伝わりにくいように思います。	○他市の基本条例においても、別条例に委ねるケースが多く、一般的であると考えております。 ○すべての詳細事項を「基本条例」に規定するものではないと考えております。 ○議員定数の判断基準につきましては、基本条例に記載するまでもなく、過去の定数削減の議論時にも人口、財政状況、市民意見（請願）などを勘案したうえで行っております。
	（提案する修正案） 第１６条　議員定数は、向日市議会の議員の定数を定める条例に定めるところによる。 ２　議会は、議員定数の改定を検討する場合は、人口、財政状況、市域の状況、議会及び委員会の機能、市民の意見その他必要な事項を総合的に勘案するものとする。 ３　議会は、議員定数の改定について市民に説明する場合は、その根拠及び検討経過を明らかにするよう努めるものとする。	○他市の基本条例においても、別条例に委ねるケースが多く、一般的であると考えております。 ○すべての詳細事項を「基本条例」に規定するものではないと考えております。 以上のことから原案どおりといたします。

第１７条 （議員報酬）	判断基準が示されていない。議員報酬を別条例に委ねています。 議会の基本条例に定めるのであれば、議員報酬を変更する際に、どのような基準で判断するのかも示した方がよいと考えます。例えば、人口、財政状況、議会機能、市民意見、議員活動の実態などを総合的に考慮するといった考え方です。 単に別条例を参照するだけであれば、第１７条を基本条例に置く意義が十分に伝わりにくいように思います。	○他市の基本条例においても、別条例に委ねるケースが多く、一般的であると考えております。 ○すべての詳細事項を「基本条例」に規定するものではないと考えております。 ○議員報酬につきましては、平成４年から金額を３３年間据え置いていましたが、令和７年１月に現行の金額（１万円増額）にしたところです。その際、第三者機関である報酬審議会の答申に基づき議論をいたしました。今後においても同様に考えております。
	（提案する修正案） 第１７条　議員報酬は、向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めるところによる。 ２　議員報酬の改定を検討する場合は、議員の活動状況及び職責、市の財政状況、社会経済情勢、他の地方公共団体との均衡その他必要な事項を総合的に勘案するものとする。 ３　議会は、議員報酬について市民に説明する場合は、その根拠及び検討経過を明らかにするよう努めるものとする。	○議員報酬につきましては、平成４年から金額を３３年間据え置いていましたが、令和７年１月に現行の金額（１万円増額）にしたところです。その際、第３者機関である報酬審議会の答申に基づき議論をいたしました。今後においても同様に考えております。 以上のことから原案どおりといたします。

第１８条 （政務活動費）	政務活動費の「公開」の範囲が明確ではない。第１８条第２項は、「政務活動費の使途については、公正性、透明性を確保するために公開する」としています。ただし、何を、いつ、どのような方法で公開するのか、領収書まで対象とするのか、また何年間保存するのかについては示されていません。 例えば、「収支報告書、領収書その他支出を証する書類をインターネットにより公開する」と規定すれば、透明性をさらに高めることができると考えます	○本条例に規定するまでもなく、「公開」の範囲については、報告書と全ての領収書を公開しております（会派代表者会議での決定事項）。 ○保存年限につきましては、「向日市文書取扱規定（平成１４年４月１日訓令第６号）」により決められております。 ○インターネット公開についても既に実施しております。
	（提案する修正案） 第１８条　政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他議員活動に資するために交付され、向日市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところによる。 ２　政務活動費の使途については、公正性及び透明性を確保しなければならない。 ３　議会は、政務活動費に係る収支報告書、領収書その他支出の内容を確認することができる資料について、個人情報その他公開する	○詳細な規定については、既に「向日市議会政務活動費の交付に関する条例」、同交付規則及び会派代表者会議の取り決めなどで詳細事項がありますので、今回の基本条例には規定はいたしません。

	ことが適当でない情報を除き、インターネットその他の方法により公開するものとする。 ４　議会は、政務活動費が政策立案、調査研究その他議員活動の充実に効果的に活用されるよう努めるものとする。	
第２２条 （災害対応）	災害対応における役割分担を明確にする必要がある。第２２条は、「市長等と協力し、対応するものとする」としています。 災害時には、執行機関と議会との役割を明確にしておく必要があると考えます。 例えば、議員一人一人が市役所の担当部署に電話をして、「○○地区を見てほしい」「○○さんから要望が来た」などと個別の対応を求めた場合、災害対策本部の指揮命令系統に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、「議会は災害対策本部の活動を妨げないよう配慮する」「議員からの情報・要望は議長等に集約する」など、災害時の議会ＢＣＰとの関係についても規定しておくことが望ましいと考えます。	○議会活性化特別委員会において、災害時の議員の行動について、現在、議論されているところですので、今回、基本条例に規定はいたしません。
	（提案する修正案） 第２２条　議会は、災害から市民の生命、身	○議会活性化特別委員会において、災害時の議員の行動について、現在、議論されていると

	体及び財産を守り、市民生活の平穏を確保するため、市長等との適切な役割分担の下、必要な対応を行うものとする。 ２　議会及び議員は、災害発生時において、市長等による災害応急対策及び災害対策本部の指揮命令系統を尊重し、その活動を妨げることのないよう十分配慮するものとする。 ３　議員が把握した被害情報、市民からの要望その他災害対応に必要な情報は、緊急の場合を除き、議長その他議会が定める方法により集約し、市長等に伝達するものとする。 ４　議会は、災害その他重大な事態が発生した場合においても議会機能を維持することができるよう、議会業務継続計画その他必要な体制の整備に努めるものとする。	ころですので、今回、基本条例に規定はいたしません。
第２４条 （条例の検証）	第２４条の検証規定をより具体化する必要がある。「必要があると認めるときは、この規定について検証を加え」とされています。 この規定では、議会が「必要がない」と判断すれば、長期間にわたり検証が行われないことも考えられます。また、「この規定」という表現についても、条例全体を指すのであれば	○「必要があると認めるとき」と規定しておりますが、議会活性化特別委員会での議論においては、やはり、選挙後の任期（４年間）が始まれば、新たなメンバーでの見直しが必要であるとの共通認識をしております。

	「この条例」とした方が明確ではないでしょうか。 例えば、「議会は、一般選挙後少なくとも１回、この条例の目的が達成されているか検証するものとする」とすれば、条例の形骸化を防ぎやすくなると考えます。併せて、「検証結果を公表する」「市民の意見を聴取する」といった内容まで規定することも検討してよいと思います。	
	（提案する修正案） 第２４条　議会は、この条例の目的が達成されているかについて、議員の任期中少なくとも１回、検証を行うものとする。 ２　前項の検証に当たっては、市民の意見、社会経済情勢の変化、議会運営の状況その他必要な事項を考慮するものとする。 ３　議会は、検証に当たって必要があると認めるときは、市民、学識経験者その他関係者から意見を聴くことができる。 ４　議会は、第１項の検証を行ったときは、その結果を公表するものとする。 ５　議会は、検証の結果、条例又は議会運営	○本条例に詳細な規定を設けることは、現時点では想定しておらず、原案のとおりといたします。

	について改善の必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。	
その他	今回の条例には関係ないかもしれませんが、議員の嘘か本当かわからない、市民を不安にさせるようなＳＮＳ投稿は、やめていただきたい。	○いわゆるＳＮＳ（ソーシャルメディアサービス）による議員の発信が誤解や問題を生むようなことが、全国的にも問題になっており、本市においても、一人ひとりの議員の情報リテラシー（情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力）を高めることは、重要であると考えています。
	ＳＮＳ発信で、真偽がわからない、主観的な、自分に都合の良い発信を毎日のようにされている女性議員がおられますが、この前も市が実施されている事業をあたかも自身がやっているような内容で投稿されており、市民を勘違いさせるようなものでした。	○市民の皆様に誤解を与えるような投稿があったとのこと、申し訳ございませんでした。 近年、インターネットやＳＮＳが身近なものとなり、様々な情報を個人が発信できる時代となりました。議員一人ひとりが、今後一層そうした発信に配慮してまいりたいと思います。
	市長、議会が市民にとって身近なものになるよう、出前タウンミーティング、市政懇談会、市政モニター、議会報告等、いろんな機会を設け、向日市が益々良くなることを願います。	○ご意見として賜わります。

	（追加を検討する条文の提案） 第１４条の２　議会改革の検証及び公表 第１４条の２　議会は、議会改革の取組について目標を定め、その進捗状況及び成果を定期的に検証するものとする。 ２　議会は、前項の検証結果を市民に公表するものとする。 ３　議会は、検証結果及び市民の意見を踏まえ、必要な改善を継続的に行うものとする。 第２０条の２　専門的知見の活用 第２０条の２　議会は、政策形成、議案審査その他議会の機能を充実させるため、必要に応じて学識経験者その他専門的知見を有する者の意見を活用することができる。 ２　議会は、必要があると認めるときは、地方自治法その他法令に基づき、専門的事項に係る調査を行わせることができる。	○提案されている追加の条文内容については、基本条例の策定過程で、特に議論しておりませんので、今回、追加はいたしかねます。 ○ご意見として賜わり、今後の参考とさせていただきます。